

## 田原市有害鳥獣対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者等が設置する有害鳥獣被害防除用の電気柵等に対して補助金を交付することにより、農作物被害等を防ぎ、生活環境の保全を図ることを目的とし、田原市補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における「電気柵等」とは、市内農地等で発生するイノシシ等による農作物等の被害を防除するために設置する電気柵及び防護柵をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがあるとして、電気柵等を設置する者とする。

(補助金の交付)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 市の補助制度を不正に利用したことがある者
- (2) 補助金交付の決定前に、電気柵等を購入した者
- (3) その他市長が不相当と認めた者

(補助金の算出方法)

第5条 この補助金の交付額は、電気柵等の購入金額の2分の1とし、1年度当たり5万円を限度額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、有害鳥獣対策費補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 電気柵等のカタログ等及び見積書
- (2) 設置位置図、配置図(見取図)
- (3) その他市長が必要と認める書面

(補助金の交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を、補助金の交付を申請した者に有害鳥獣対策費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 前条第2項の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」)が、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする

ときは、有害鳥獣対策費補助事業変更等申請書（様式第3号）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

- 2 前条の規定は前項の場合について準用する。この場合において、市長は、変更交付の決定をしたときは、速やかにその決定内容及びこれに付した条件を、補助金の変更交付を申請した者に有害鳥獣対策費補助事業変更等決定通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 補助事業者は、電気柵等の設置が完了したときは、完了の日から起算して20日を超えない日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで、有害鳥獣対策費補助事業実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 電気柵等の設置後の写真
- (2) 電気柵等の請求書及び請求明細書の写し並びに領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、その審査及び必要に応じて行う現地調査を行う。

- 2 市長は、前項の審査及び現地調査に基づいて交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合には、交付すべき補助金の額を確定して補助事業者へ有害鳥獣対策費補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- 3 補助金の確定額は、電気柵等の実支出額に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。）と補助金の交付決定額又は変更交付決定額のいずれか低い額とする。

（補助金の交付）

第11条 補助事業者は、前条第2項に規定する通知書を受け取ったのち、補助金の交付を受けようとするときは、有害鳥獣対策費補助金請求書（様式第7号）により市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する請求書を受領したときは、受領した日から起算して、30日以内に支払うものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

有害鳥獣対策費補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住 所

氏 名

(団体名及び代表者名)

(電話番号 )

年度有害鳥獣対策費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 設置場所 田原市

4 事業期間 着手(予定) 年 月 日  
完了(予定) 年 月 日

5 補助金交付申請額 金 円

6 添付書類

- (1) 電気柵等のカタログ等及び見積書
- (2) 設置位置図、配置図（見取図）
- (3) その他市長が必要と認める書面

有害鳥獣対策費補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

田原市長

印

年度有害鳥獣対策費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

1 補助金の対象となる事業の名称、目的、内容、設置場所及び実施期間

（事業の名称）

（目的）

（内容）

（設置場所）

（実施期間） 着手 年 月 日

完了 年 月 日

2 補助事業に要する経費及び補助金交付決定額

補助事業に要する経費 金 円

補助金の交付決定額 金 円

3 補助金の交付条件

（1）補助金申請内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

（2）田原市有害鳥獣対策費補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号（第8条関係）

有害鳥獣対策費補助事業変更等申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住 所

氏 名

(団体名及び代表者名)

年度有害鳥獣対策費補助事業について、下記のとおり変更等をしたいので申請します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 補助金交付申請額(変更後の総額) 金 円

有害鳥獣対策費補助事業変更等決定通知書

第 号  
年 月 日

様

田原市長 印

年度有害鳥獣対策費補助事業について、下記のとおり変更等を行うことに決定したので、通知します。

記

1 変更等の内容

2 変更等の理由

3 変更等後の補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額

補助事業に要する経費	金	円
------------	---	---

補助金の交付決定額(変更後の金額)	金	円
-------------------	---	---

4 補助金の交付条件の変更

様式第5号（第9条関係）

有害鳥獣対策費補助事業実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住 所

氏 名

（団体名及び代表者名）

年度有害鳥獣対策費補助事業が完了したので、下記により報告します。

記

- |   |          |    |   |   |   |
|---|----------|----|---|---|---|
| 1 | 補助事業実施期間 | 着手 | 年 | 月 | 日 |
|   |          | 完了 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 経費決算額    | 金  |   | 円 |   |

（添付書類）

- （1）電気柵等の設置後の写真
- （2）電気柵等の請求書及び請求明細書の写し、並びに領収書の写し
- （3）その他市長が必要と認める書類



様式第6号（第10条関係）

有害鳥獣対策費補助金確定通知書

第 年 月 日  
第 年 月 日

様

田原市長

印

年度有害鳥獣対策費補助金については、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

1	確定の基礎となった事業費	金	円
2	交付決定通知額	金	円
3	交付確定額	金	円

様式第7号（第11条関係）

## 有害鳥獣対策費補助金請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住 所

氏 名

(団体名及び代表者名)

年度有害鳥獣対策費補助金を、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 補助金振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農 協	本店 支店
預金種別	普 通 ・ 当 座	
口座番号		
ふりがな		
口座名義人		